

あらゆるリスクに備え  
農業経営には  
収入保険



「収入保険」では農業者が自ら生産・販売した農業販売収入のすべてが対象となります  
個人・法人を問わず青色申告を行っている方を対象に経営努力では避けられない収入の減少を補償します

収入保険は販売収入の約1%の保険料(経費)で加入できる国の農業保険制度です

### 災害による品質低下や作付不能

自然災害による収穫量の減少だけではなく、猛暑による品質低下、地震や土砂崩れなどで作付不能となったことによる収入減少も補償の対象となります。

### 農作物の販売価格の下落

販売価格(概算金)の下落、出荷先の倒産、契約後の取引価格の変更による収入減少にも対応します。

### 個人の実績に応じた補償設定

過去の実績(決算書)から基準収入を算定し、下限率や補償割合の選択などによって一人一人に合った補償が設定できます。

自ら栽培・販売する  
全ての農産物が対象

米・麦・大豆・そば

野菜・ハトムギ

果樹・トライフルーツ

花卉・球根

簡易な加工品も  
補償の対象

制度の詳しい内容・試算はお近くの農業共済までお問合せください

### 富山県農業共済組合 (NOSAIとやま)

新川地域農業共済センター

入善町青木1385-1

☎ 0765-72-0377

富山地域農業共済センター

富山市安養寺340-1

☎ 076-429-5006

高岡地域農業共済センター

高岡市北島325-2

☎ 0766-28-0200

砺波地域農業共済センター

砺波市豊町2-11-14

☎ 0763-32-2277



# 収入保険のしくみ

## 申告書類から基準収入を設定

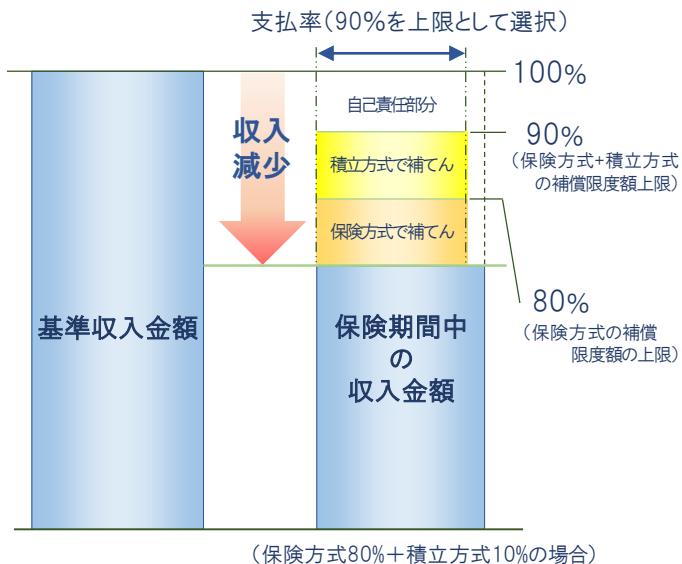
保険期間の収入が基準収入金額の9割を下回った場合、下回った額の9割を上限に補填します。(青色申告の実績が5年以上の場合)

基準収入金額は過去5年間の農業販売収入の平均を基本とし、規模拡大や縮小などの保険期間中の営農計画を考慮して算定します。

### 保険方式の補償充実タイプが登場!

これまで基準収入の9割(最大補償)を補償する場合は、保険方式8割+積立方式1割の組み合わせでしたが、令和6年から保険方式のみで9割の補償設定ができるようになりました。

加入時の積立金負担が大きいと感じる方は新たな補償タイプでの加入もご検討ください。



## — インターネット申請 & 自動継続特約 —

収入保険では農林水産省の共通申請サービス『eMAFF』を通じてご自身のスマートフォンやパソコンからいつでも加入申請・保険金請求・事故発生通知などの申し込みを行うことができます。

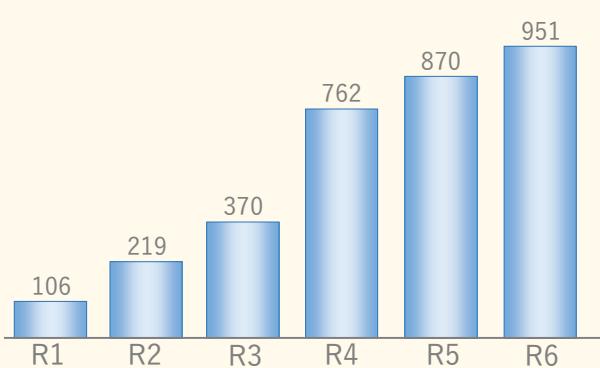
インターネット申請することで付加保険料(事務費)が割引になります。また、翌年以降の契約を継続する特約(自動継続特約)を申請すると更に付加保険料が割引されますので、是非ご検討ください。

	インターネット申請+自動継続	インターネット申請のみ	自動継続のみ
新規加入者	4,500円 割引	4,500円 割引	1,000円 割引
継続加入者	3,200円 割引	2,200円 割引	1,000円 割引

※eMAFFのIDの取得やインターネット申請手続きについては職員がサポートいたします

## 富山県の収入保険

### 収入保険の加入状況



### 収入保険の加入者は年々増加

平成31年にスタートした収入保険は、令和6年3月末時点で951件の個人・法人が加入されています。

全国では、約98,000件の経営体が予期せぬ収入減少に備えて加入されています。

### 保険金等の支払状況

保険期間	加入者数	支払件数	支払保険金
令和3年	370	230	5億3,967万円
令和4年	762	237	3億0,747万円
令和5年	870	261	2億7,895万円

※令和5年については、加入者のうち約70%分の審査が終了した時点の数値となっています。

令和3年保険期間では、コロナ禍による米の販売価格(概算金)の下落などにより加入者の約6割に保険金等をお支払いしました。令和5年は、猛暑による品質低下や収穫量の減少、河川氾濫や線状降水帯の発生による水害が主な支払い要因となっています。